

女性の生き方－自己実現と共生

岩 渕 剛*

要 旨

本稿が検討しているのは、「自己実現と共生」を、女子高等教育機関が建学の精神とした場合、女子学生のどのような人間形成を教育目的・教育理念にしていることになるかということである。自らの能力の限界に果敢に挑戦する女性、自己と他者との関係を人格相互の関係に作り変えることの出来る女性、人倫共同体の危機克服にも積極的にかかわってゆける女性の形成が、教育目的・教育理念ということになる。

Abstract

This essay is dealing with the meaning of "Self-realization and Coexistence" as the Establishment Mind of a Women's University. From this phrase, people would be able to see that main purpose and basic idea of the Women's University Education is to educate women to make inroads into extending limits of their abilities, to be able to change self-others relationship to mutual trustworthy one among personalities and to overcome the crises of ethical bodies like family, civil society, state, global community etc. .

はじめに

ここで取り上げるのは、「自己実現と共生」が、わが国の女子高等教育機関（4年制女子大学）の「建学の精神」として持つ意味である。「自己実現」とは、「自分の中にひそむ可能性を自分で見つけ、十分に発揮して行くこと。また、それへの欲求。」（『広辞苑』）であり、「共生」とは、生物学用語としての意味は、「異種の生物が行動的・生理的な結びつきを持ち、一緒に生活している状態。共利共生と片利共生とに分けられる。」（同上）である。しかしここでの「共生」は、生物学用語ではなく、生物学用語から転用されたいわば社会科学用語である。したがって、この場合の「共生」の意味は、人間が他の人間（たち）とあるいは人間以外の自然と「行動的・生理的な結びつきを持ち、一緒に生活している状態」を指すことになる。

この「自己実現と共生」を、女子高等教育機関が「建学の精神」とした場合、女子学生のどのような人間形成を教育目的・教育理念にしていることになるのかということが、本稿のテーマである。

1. わが国女子高等教育の課題

(1) わが国女子高等教育小史

わが国教育近代化の歩みは、明治5年（1872）8月の学制頒布に始まる。わが国の大学教育は、明治19年（1886）の帝国大学令とともに始まるが、少数の例外を除き大学は女性には開かれていなかった。女子の高等教育は教員養成から始められ、明治7年（1874）女子師範学校設立、明治23年（1890）女子高等師範学校（お茶の水女子大学の前身）設立とともに始まる。その後、専門学校令により、日本女子大学校（明治34（1901年）設立。日本女子大学の前身）をはじめとする私立の専門学校（旧制）および県立の専門学校（旧制）が次々に設立されてゆくが、旧制大学には女子大学として設立されたものはなかった。これらの専門学校が女子大学として再出発するのは、第二次世界大戦後である。

これらの女子高等教育の内容であるが、女子師範学校・女子高等師範学校の場合は初等中等学校教員養成、私立専門学校（旧制）の日本女子大学校、聖心女学院、津田英学塾、東京女子大学の場合は女子教育、東京女子医学専門学校は女性医師養成、大妻女子専門学校・共立女子専門学校・実践女子専門学校などは良妻賢母教育を目的とした。

* 岡崎女子短期大学名誉教授

(2)戦後の女子高等教育・・・日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法

戦前の帝国憲法、教育勅語、帝国大学令、師範学校令、専門学校令等の教育体制から、戦後の日本国憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法などに基づく新教育体制へと、わが国の高等教育は抜本的に改変された。

女子高等教育についても、日本国憲法第26条は、国民の平等な教育を受ける権利をうたい、教育基本法は第3条で、教育の機会を男女で差別されないとした。したがって、旧制帝国大学、旧大学令による大学における女性に対する差別的取り扱いが廃止されることになる。つまり、能力と意欲のあるすべての女性は、男性と対等平等に、いかなる差別も受けることなく、学校教育法に基づくわが国の大学教育を受けることが出来ることになった。

しかし、主として女性のみを対象とする高等教育機関である女子大学は、新教育体制の下でも、各大学の創設・発展・継承の背景の下に、少なからぬ場合にそのまま存続することになった。戦後の教育法制上女子大学に関する明文規定があるわけではないが、女子大学の存在が事実として認められ、国民からも受け入れられてきた。

(3)戦後女子高等教育の問題点

堀芽里氏は、戦後の女子高等教育は、確かに形式的には平等になったように見えるが、実質的には平等になっていないという。その例として、学生の専攻分野の偏りと大学院入学者の偏りをあげる。

①共学化を行わない女子大学

戦後になって、大部分の男性中心の大学が男女共学に変身したのに、女子大学の多くは変身しないままで来ている（2001年度で、689大学中94大学が女子大学。堀芽里。以下堀の説の要約）。わが国の女子大学が、戦後男女共学へと変身しなかった問題性は、次の点にある。すなわち、わが国の女子大学の場合には、米国の「セブン・シスターズ」と称される東部7私立女子大学に見られるような、女子大学の長所を生かすためにあえて女子大学のままとしてきたとは言えないことにある。つまり、上記の7女子大学の一つスミス・カレッジの自己点検報告書を分析したアイリーン・マーフィーは、次のように言う。上記米国の女子大学は、〈1〉「女性の大学は女性の学生の教育と発達にのみ関心を寄せている。これに加えて、女性大学では課外活動のすべてを女性が責任を持って行うので、リーダーシップに関する

スキルを獲得する」教育環境が与えられる、〈2〉「女性の大学では教員スタッフと行政スタッフの多くに女性がいるために、共学制大学や社会一般では得られないような女性の役割モデルが提供される」、〈3〉「女性カレッジの卒業生は、共学大学に比べ圧倒的に多くの成功した女性を生み出している」といった長所を持っている。そして堀氏は、米国の女子大学の例は、「女性にとって高等教育の質と平等性という点で重要な問題を提起している」という。

しかしわが国の女子大学の多くの場合、米国の例は当てはまらない。というのも、〈2〉については、大学教員の13%、教授の7.9%、学長の7.4%が、女性であるにすぎないからである。また、〈3〉についても、「圧倒的に成功した女性を生み出している」とはいえない。したがって、〈1〉の「リーダーシップに関するスキル獲得」だけが、日本の女子大学には可能性があるといえる。

②女子大学生の性役割観

堀氏は、中西裕子氏の調査結果を引いて、次のように言う。「入学偏差値上位者ほど、専門職や総合職系事務職への希望が多く、職業選択に当たって「男性と差別されない」「リーダーシップが取れる」「能力を生かせる」など、男性と同等の職業を希望する。また、職業と育児の両立形態の希望についても、「偏差値上位校には、「育児優先型」が少なく、下位校には多くなるという傾向がある。」と言う。しかし、「両立型」の全体に占める割合は、「大学の教育理念や校風という要因が左右している」ということである。

③女子大学の現在の状況

〈1〉女子大学に学部・学科の幅広い選択肢があるといえるか。

堀氏は、そのような選択肢があるとはいえないという。というのも、「学部の多く（51校51%—引用者）は、伝統的な性役割観に基づいた」（家政、食物、栄養、看護、保育、福祉など。—引用者）だからである。しかも「医・歯・薬系を除き、伝統的に男性の役割とされた理系の学部を設置する大学が、非常に少ない」（わずか4校、うち2校は国立）ということである。

〈2〉女子大学設立年の傾向

女子大学の設立年をとっても、1946～1950年と1960年代に集中している。前者は、戦後の「家政などの女子向き教育が必要とされた時期」と重なる。後者は、短期大学が恒久化された時期と重なり、男女特性論が流布された時期と重なるということであ

る。

〈3〉大学院設置状況

女子大学の大学院（修士課程・博士課程）設置状況を見ると、大学院全体で見た場合、男女共学大学の場合に比べて12.3%低く、博士課程のみを見ると、17.6%低いということである（以上堀）。

つまり、堀氏の説をやや深読みすると、戦後わが国の高等教育における男女平等の法制が確立したにもかかわらず、戦前からの伝統を持つ少なからぬ女子大学が、男女共学大学に移行せず、教育内容も良妻賢母型の伝統的な性役割観をでないままに推移してきた。また、伝統的な性役割観に基づく女性に対する社会の高等教育要求にいわば安易に依って、戦後も女子大学が設立されてきた。しかし、これらの女子大学によって提供される高等教育の質が、問題である。米国のセブン・シスターズに見られるような、男性との実質的な平等を実現することにつながる良質の高等教育がなされてきたとは言いがたいということである。

したがって、女子大学でも良質の高等教育が行えるようにするには、学部・学科の偏りをなくすこと（男子学生の場合同様、学生が望めばどんな分野の教育も受けられるようにすること）、時代のニーズに安易に対応した教育をしないこと（伝統的な性役割意識に安易に妥協した教育をやめ、女性に実質的に男性と同等の能力付与を行う教育を行うこと）、教育ニーズの高度化に対応して大学院レベルの教育を男女共学大学と同等レベルまで充実させることであるということになる。

2. 男女共同参画社会

(1)法の背景と狙い

平成11（1999）年6月23日、「男女共同参画社会基本法」が成立した。前文には、この法律の背景と狙いが書かれている。背景としては、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国社会経済情勢の急速な変化」があげてある。この変化に対応するために、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけている」。したがって、この法の狙いは、男女共同参画社会の「基本理念」を明らかにし、その実現のための取り組みを明らかにすることによって、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することであるとする。

(2)男女共同参画社会とはなにか

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することが出来、かつ、共に責任を負うべき社会」（第2条）が、「男女共同参画社会」の定義である。

(3)取り組みの内容

男女の基本的人権の尊重（第3条）、社会における制度または慣行についての配慮（第4条）を前提としつつ、政策の立案および決定への共同参画（第5条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）、国際協調（第7条）を規定し、さらに国、地方公共団体、国民の責務をも規定する。

また、国、都道府県、市町村は、男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、公表し、実施しなければならないとする。

さらには、必要に応じて「積極的改善措置」をとることも求める。

(4)男女共同参画社会の射程

「男女共同参画」を、英語ではgender equalityと表記することになったという。「ジェンダー」（gender）とは、「生物学的な性別を示すセックスに対して、社会的・文化的に形成される性別」（『広辞苑』）である。したがって、この法律の立法者は、ジェンダーが日本社会では平等ではないという前提に立っていた。そして、このジェンダーの不平等（差別）を是正することに、この法律の立法主旨があったことになる。

ジェンダー不平等（差別）の歴史は長い。先史時代を除き、有史時代を通して、男性上位が貫かれてきたとされる。つまり、この間女性は男性によって差別されてきたことになる。不平等（差別）の内容は、人間生活のあらゆる側面に渡る。しかし、近代民主主義制度の下で運営される近代市民社会では、ジェンダーの不平等（差別）の存在は、致命的である。というのも、近代市民社会では、その構成員である近代市民一人ひとりが、性などさまざまな違い（差異）を持ちながらも、人格（生まれながら自由・平等なかけがえのない人間性の尊厳を持つ個人）とされているからである。男と女は、生物学的には異なる性（差異）を持つ。しかし、その差異を理由に、差別されてはならない。差別が許容されるなら、人間性の尊厳の不平等（人格の不平等）が許

容されることになる。人格の不平等の許容は、近代民主主義制度そのものを掘り崩すことになる。

わが国は、明治維新以降急速に西ヨーロッパ型の近代市民社会に移行しようとしてきた。そして、西ヨーロッパ列強諸国の植民地にならずにヨーロッパ型近代化を成し遂げた唯一の国として、国際社会に一定の地位を占めるにいたった。わが国は、第2次世界大戦における敗北を経て、半封建的近代社会から西ヨーロッパ型近代市民社会に、少なくとも法制上は転換した。しかし、ジェンダーとしての男女の平等実現への歩みは、むしろこの時に始まるといっても良い。男性（父親、夫、長男）の指示・命令に従った生き方、男性の脇役・補助者としての生き方、外で働く男性のための家事育児の担当者といった生き方とは異なる、自らの興味・関心と能力に基づく女性の生き方が、法制上はわが国では初めて可能になったことになる。

ところで、日本女性がそのような生き方を現実のものにするためには、まだまだ多くの関門を越えてゆく必要があった。女性の新しい生き方を理解・許容・奨励する大人の意識変革、女の子たちや若い女性たちの自己実現への意欲の高まり、それに応える教育訓練制度の確立・充実、それらを経済的に支える国民経済の発展といった、学問芸術を含む広義の文化の振興が必要であった。「男女共同参画社会」形成の動きは、少子高齢化といった日本社会の急激な変化へのやむなき対応であるだけでなく、近代民主主義制度の下にある近代市民社会日本を実質化する努力の、新たな里程標である。

3. 自己実現と共生

(1)自己実現とはなにか。

①「自己実現」の意味

自己実現は、辞典（『広辞苑』）によると、「自分の中に潜む可能性を自分で見つけ、十分に発揮して行くこと。また、それへの欲求。」ということである。

人間は、自立した個人として形成されるまでに、最も長い期間を必要とする動物であるとされる。新生児期、幼児期、児童期を通じて、人間は感性的・知的・情緒的・社会的・身体的能力を、形成・発達させる。各人の能力の潜在的可能性という点では、個人による違いはあっても、生物学的意味での性による違いは、身体的能力を除いてないと見てよい。つまり、男性に見られる潜在的可能性は、女性にもあると考えていいということである。

しかも、自分の潜在的可能性を「自分で見つけ、十分に発揮して行く」のである。そのような潜在的可能性を、いつごろどのようにして見つけてゆくのかは、個人差も個人の置かれた環境の違いもあって、一様ではない。しかし、幼少期のかなり早い時期に、なにかの偶然が契機になり、親・兄弟・友人・教師・地域社会の人々等からの励まし・指導・助言等があって、「自分で見つけ」ることが出来るようになる。ましてや、潜在的可能性を顕在化した能力に変えて、その能力を「十分に発揮してゆく」ことが出来るようになるには、その後の長い教育（学習）・訓練の期間が必要となる。「それへの欲求」は、そのような励まし・指導・助言・教育（学習）・訓練の過程を通じて、形成・強化されて行く。現実には日本社会に存在する、女性の顕在化した能力の男性との違いは、そのような励まし・指導・助言・教育（学習）・訓練の違いに起因すると考えられる。

昨今の少子化の中で、わが国の親たちも、女の子であるからといって、その子の潜在的可能性に早くから着目し、その顕在化のための励まし・指導・助言・教育（学習）訓練を行うことをためらうことが、少なくなってきたようである。とりわけ、芸術、スポーツの世界では、いま日本の女性は世界で最も元気であるとも言われる。

②「男女格差報告」（Global Gender Gap Report 2006）世界98位（2008年度、130か国中）

スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」は、女性の社会的地位の改善状況を順位付けした2008年度版「世界男女格差報告」を発表した。日本は、前年の91位から98位へ後退した。首位はノルウェー、2位がフィンランド、3位がスウェーデンと北欧諸国が上位を独占した。給与水準や高等教育を受ける機会、政治参加、平均余命などの男女格差を数値化して世界130カ国を比較した。

日本は、平均余命などを反映した「健康と寿命」の指数が38位と比較的上位にランクされたが、政治分野は107位、経済分野は102位、教育分野も82位にとどまり、全体順位は主要先進国の間で最低だった。主要国ではドイツ11位、英国13位、フランス15位、アメリカ27位、ロシアは42位、中国は57位であった（以上、2008・11.12、共同通信）。

つまり、日本女性の社会的地位は、とりわけ政治・経済・教育の分野で、主要先進国の中でも著しく低い。この順位の低さが厳密には何を意味するのかは、必ずしも明らかではない。しかし、この順位

の一般的理解によれば、順位が低いことは、社会的地位の男女格差が大きいことを意味する。しかも、先進国の中でも著しく大きく、多くの途上国よりも大きいということである。

③「自己実現」の哲学的意味

「自己実現」の哲学的意味は、近代西洋哲学とのかかわりで言えば、「自由」である。

「自由」とは、〈1〉「一般的には、責任を持ってなにかをすることに障害（束縛・強制）がないこと。」〈2〉「社会的自由。社会生活で、個人の権利（人権）が侵されないこと。」〈3〉「倫理的自由。カントにおいては、意思が感性的欲望に束縛されず、理性的な道德命令に服することで、自律と同義。」（『広辞苑』）

わが国において、政治・経済・教育の分野で男女の格差が大きいということは、これらの分野で男性なら実現可能であることが、女性であるがゆえに実現できないことが多いということである。潜在的可能性において男女間に違いがないとすると、潜在的可能性を現実的な能力にする諸条件が、わが国の女性の場合には著しく劣るということになる。それが、とりわけ政治・経済・教育の分野で顕著であるということになる。

その結果、日本女性は、「自己実現」が妨げられてきた、つまり「自由」を妨げられてきたことになる。すなわち、日本女性は、男性に比べて、「責任を持ってなにかをすることに障害」がある状態に置かれていること、「社会生活で、個人の権利（人権）が侵」されていること、意思が感性的欲望に束縛され、「理性的な道德命令に服すること」が出来ないでいること、すなわち「自律」出来ないでいることを意味する。

(2)「自己実現」の道＝「自由」への道＝「自律」への道

女性が「自己実現」することが出来るためには、何が必要であろうか。一言で言えば、男性が有能さを身に着けるために必要で効果的であったことを、女性にもすべて同じように実施するというのである。

(ア)女性が、自分の潜在的可能性を知り、それを現実的な能力にしようという意欲を持つことを、周辺の大人たちがたいせつにすること。

(イ)女性が、たまたま知った自分の潜在的可能性を自分の現実的な能力にしようとする意欲を持った時、周辺の大人たちがそれを正確に理解し、励まし、成長・発展させる援助をすること。

(ウ)とりわけ、男性の場合に重視された、新しい可能

性への挑戦、失敗を恐れない勇気、困難にくじけない忍耐力、たゆまざる持続力、誠実さと勤勉さなどを女性が身につけることを大切にすること。

(エ)現実的能力獲得とその意欲の成長・発展に効果的な諸条件（有能な指導者などの人的環境と必要な施設設備などの物的環境）を準備すること。

以上が、わが国の女性が「自己実現」＝「自由」を成し遂げる条件・道であろう。「男女共同参画社会」実現のためのわれわれ（国、地方公共団体、民間会社など各種民間団体、個人）の努力は、以上の点の改善・強化に集中すべきであろう。

(3)「自己実現」の道＝「自律」の道＝「共生」の道
女性が、自己の潜在的可能性に気づき、それを現実的な能力にすることが出来たとしても、それだけで真の意味で「自由」になることが出来るわけではない。自らの能力を発揮・行使する市民生活の実際の場面での「自律」が求められるからである。ここで言う「自律」とは、「道德法則」に合わせて自分から進んで自分の行動を「律」することである。つまり、自分の能力を「道德法則」に合うように使用するということ、「道德法則」に合わない使い方はしないということである。

この「道德法則」とは、「相手の人格を傷つけることはしてはならない」という、社会生活を送る上で最低限守るべき規則のことである。したがって、社会生活の中で、自分の能力の使用が相手の人格を傷つけることになりそうときには、自分から進んで自分の能力の使用を抑制するのである。そのような「自律」の出来る人間こそが、真の意味で「自由」な人間である。そのような「自律」の出来る能力であってはじめて、「現実的能力」であるともいえる。

ところで、この「自律」出来る人間相互の関係こそが、「共生」関係である。つまり、社会生活において、互いの人格を尊重し合う関係が、「共生」関係である。

4. 人倫共同体の「共生」の倫理

(1)人倫共同体とは

人間は、人格として生きているだけでなく、「家族」・「市民社会」・「国家」・「人類社会」といった人倫共同体の中でも生きている。

人間は、成長の過程で自らを形成するだけでなく、自らを取り巻く環境によって形成される。環境には、「人的環境」と「物的環境」とがある。「家族」・「市民社会」・「国家」・「人類社会」とい

った人倫共同体は、人間形成のための欠くことのできない「人的環境」でもある。「人的環境」が健全さを失えば、その中で生まれ育ち生きる人々の人間形成が、ゆがむ。

(2)人倫共同体の危機

ところが、これらの人倫共同体が、今日深刻な危機に陥っている。とりわけ、物質的には便利で豊かな先進国において離婚・家庭内暴力・DV・幼児虐待・高齢者虐待など、「家族」は崩壊寸前であるかのようなのである。人々が日常生活のためのものやサービスを生産・流通させる「市民社会」では、欠陥商品や悪徳商法が後を絶たない。「国家」は、社会秩序の形成・維持および構成員の利害調整の機構であったはずである。ところが現実の国家は、利害調整の能力を喪失したかのようなのである。貧富の格差は拡大し、増大した社会不安が社会秩序の維持を危うくしている。「人類社会」は、依然として無政府状態であり、深刻な南北格差の下で、発展途上国の10億人を超える人々が絶対的貧困にあえいでいる。

(3)危機克服の倫理＝「共生」の倫理

カントの「道徳法則」だけでは、これら人倫共同体の危機克服のためには十分ではない。そのための新たな「倫理」が必要である。それは、「家族」にとっては「家族愛」であり、「市民社会」にとっては「誠実さと勤勉さ」であり、「国家」にとっては「祖国愛」、「人類社会」にとっては「グローバルな人間連帯・社会連帯」である。これらはすべて、「共生」の倫理である。

人倫共同体のすべてが、人格共同体（つまり「共生」共同体）になるなら、それらを、人々は虚心に自分たちの潜在的可能性を見つめ、その現実的能力へと転化させる意欲を高めてゆく、好ましい「人的環境」にできる。

5. 結 論

したがって、女子高等教育機関が「自己実現と共生」を建学の精神にした場合、学生のどのような人間形成を教育目的・教育理念にしていることになるのかという冒頭の問いに対する回答は、次のようなものになる。

(1)ジェンダーとしての女性に対する世の中の先入見から自らを解放し、自らの潜在的可能性に虚心に目を向け、自らのうちに実現された能力の限界に

果敢に挑戦し続ける女性を形成すること。

(2)自分と他者との関係を、「自律」出来る人間相互の関係・人格相互の関係に作り変えることの出来る女性を形成すること。

(3)対他者関係で実現された人格相互の関係への転換を、「家族」構成員すべての相互の関係、「市民社会」構成員すべての相互関係、「国家」構成員すべての相互関係そして「人類社会」の構成員すべての相互関係においても実現できるなら、人倫共同体の危機は克服される。したがって、この点では、人倫共同体の危機克服にも積極的に係ってゆける女性を形成すること。

大学は、単なる教育の場ではなく学問研究の場でもある。学問研究を通じて人格の好ましい形成を図る場である。学問研究が、なぜ人格の好ましい形成に役立つのか。自然・人間・社会の真理・真実を知ろうと思ったなら、(1)まずさまざまな先入見を排し、虚心に、探求しようとする事柄そのものに立ち向かわなければならない。(2)その上で、自分の中に湧き上がってくる興味・関心と呼ぶものを冷静に見つめ、その探求の意欲を確認することである。(3)意欲の高まりとともに興味・関心も深まり広がる。それに応える先人の諸達成（知識・技術・態度など）を学んで我が物とすることを通じて、人類が到達した知識や技術の最先端の地点に到達する。ここまでが、図式化すれば学び（「まねび」つまり「まねをすること」）の過程である。(4)そこから先は、「まねび」を通じて自らが身に着けた現実的な探求能力をもとに、その分野のより深い・より広い探求の営みを続けて行く。

以上のような、物事を研究・探求する営みの進行・進化の過程は、男女で差があるわけではない。これまでのわが国の女性には、男性と同じ条件が十分には与えられてこなかっただけである。

女性の「自己実現」と「共生」の過程は、まさにこの学問研究・探求の過程に重なっている。だからこそ、学問研究を通じて、女性も人格の好ましい形成を図ることが出来るとされるのである。

男女共学大学ではなく、敢えて女子大学で、学問研究を通じて女性の好ましい人格形成を図ろうとするのは、共学大学にはない女性のさまざまな困難に配慮した、学問研究・人格形成の条件・環境作りを行うためである。

参考文献

1. 堀 芽里「高等教育とジェンダー—女子大学という視点から—」 2002 (pdf)
2. 天野正子『女子高等教育の座標』 1986 垣内出版
3. 坂本辰朗『アメリカの女子大学：危機の構造』 1999 東信堂
4. 中西祐子『ジェンダー・トラック』 1998 東洋館出版
5. 「男女共同参画社会基本法」 厚生労働省Web
6. 「男女共同参画社会」 フリー百科事典『ウィキペディア』
7. 「世界経済フォーラム」 フリー百科事典『ウィキペディア』
8. 「日本、男女格差改善せず 08年版世界男女格差報告」 共同通信 2008年11月12日
9. カント『道徳形而上学原論』 岩波文庫
10. ヘーゲル『法の哲学』 中央公論世界の名著35
11. 和辻哲郎『倫理学』 上・下 岩波書店
12. 『近代日本総合年表 第二版』 1984 岩波書店
13. 『広辞苑』 第5版 岩波書店

追記

尚、岡崎女子大学（申請予定）の建学の精神は、「自己実現と社会貢献」とすることが決定された。